

中部広域圏スタンダード観光ルート開発業務委託 企画提案募集要項

1 企画提案募集の目的

中部広域圏スタンダード観光ルート開発業務を委託するにあたり、最も適切な者を当該業務の受注者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

中部広域圏スタンダード観光ルート開発業務

(2) 業務の目的

中城湾港へ寄港するクルーズ船の寄港を契機に、今後、本圏域の周遊の増加が見込まれるクルーズ船客の中部広域圏における滞在と消費拡大を促すため、観光バスツアーの実証実験及び効果調査を実施し、中部広域圏のスタンダード観光ルートの開発に繋げる。

(3) 業務の内容

- ① 観光バスツアーの企画運営
- ② 乗客等へのアンケート調査
- ③ 業務実施報告

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年12月31日まで

(5) 提案上限額：1,000千円（消費税及び地方消費税含む）

※予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

提案の選定結果に基づき、本組合は選定事業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

(6) 支払条件

観光バスツアー実施毎にかかった経費の請求ができるものとする。

(7) 専任者の条件

専任者を置くこと。また、専任者は企画提案書提出者の組織に属していること。

3 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づき、旅行業登録を受けたもの
- (2) 業務仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者である

こと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (6) 関係市町村（関係市町村とは、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、西原町、嘉手納町、読谷村、北中城村、中城村をいう。）から競争入札への指名停止を受けていないこと。

4 業務仕様書

- 別添1「中部広域圏スタンダード観光ルート開発事業実施要綱」及び別添2「委託仕様書」のとおり

5 応募の手続き

- (1) 募集要項等の配布：本組合公式ウェブサイト「まいにちちゅ〜ぶ」への掲載により配布に代える。
 - ① 掲載期間：公告日から平成30年7月12日（木）まで
 - ② 掲載場所：本組合公式ウェブサイト「まいにちちゅ〜ぶ」のトップページ「中部広域圏スタンダード観光ルート開発業務プロポーザル実施要領」のリンクにて掲載

(2) 参加申込書の提出期限

企画提案を希望する場合は、「参加申込書」を提出すること。

① 提出期限：平成30年7月17日(火)17:00まで

② 提出書類：【様式1】にて、FAX又はE-mailで提出すること（受信確認必要）

※「参加申込書」を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たしません。

③ 受付先

中部広域市町村圏事務組合 広域連携課 クルーズ係

住 所：〒904-2162 沖縄市海邦2-9-35中部市町村会館2階

電 話：098-929-1695 FAX：098-934-7470

E-mail：cruise@chubukouiki-okinawa.jp

※件名を「中部広域圏スタンダード観光ルート開発業務委託（参加申込書）」とすること。

(3) 応募に係る質問事項の受付期間

① 受付期間平成30年7月10日(火)～平成30年7月11日(水)12:00まで

② 提出書類：【様式2】にて、FAX又はE-mailで提出すること

③ 受付先：中部広域市町村圏事務組合 広域連携課 クルーズ係
FAX：098-934-7470

E-mail：cruise@chubukouiki-okinawa.jp

※件名を「中部広域圏スタンダード観光ルート開発業務委託（質問書）」とすること。

④ 回答：平成30年7月12日(木)17:00までに随時E-mailにより行う。

(4) 応募申請書及び企画提案書等の提出期限

① 提出期限：平成30年7月19日(木)17:00まで

② 提出書類：6に定める書類

③ 提出場所：中部広域市町村圏事務組合 広域連携課 クルーズ係

④ 持参又は郵送により提出。ただし郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

6 提出書類

(1) 企画提案書【様式3】

(2) 誓約書【様式4】

(3) 見積書【様式5】

7 選定方法

- (1) 審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、入選順位を決定する。
選定については、原則として第一位選定者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ選定するものとする。なお、一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- (2) 選定結果通知：平成30年7月20日（金）（予定）
- (3) 契約の締結：平成30年7月23日（月）（予定）

8 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ④ 応募要領に違反すると認められる場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (5) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (6) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。

10 問い合わせ先

担 当：中部広域市町村圏事務組合 広域連携課クルーズ係 砂川・山野上
住 所：〒904-2162沖縄市海邦2-9-35 中部市町村会館2階
電 話：098-929-1695 FAX：098-934-7470
E-mail：cruise@chubukouiki-okinawa.jp